



温故知新

「薩摩のちんすこう、浪速の琉球びんがた」

沖縄のお土産として、今では多くの観光客から人気の「ちんすこう」。琉球王朝時代から沖縄で作られている伝統的なお菓子のひとつである。「琉球びんがた」も古くから沖縄で唯一の染物として親しまれており、日本の代表的な染物である。

これらは今や誰もが当たり前に沖縄の伝統的な商品だと思うかもしないが、今の「当たり前」が昔もそうであったとは限らない。今年度の「なかゆくい」では、知的財産権の重要性（今回は商標権）について、実際に沖縄県であった出来事を振り返りつつ、身近な県産品に焦点を当てて紹介する。

さらわれた沖縄のイメージ

昭和47年沖縄が返還されて間もない頃、現在も残る琉球菓子の老舗「新垣菓子店」の店主は驚いた。先祖伝來の「ちんすこう」を鹿児島県の製菓会社が商標登録出願中との記事が地元紙に掲載されたためである。

商標とは読んで字のごとく商売の「商」と、目標の「標」からなる。「標」は「しるし」と読み、「しるし」は「印」とも書く。つまり「商標」は、「商売をする上での印」となるのだ。それを貼られたお茶に入つたお茶に何のラベルも貼られずに売っていた場合、そのお茶の見た目が一緒なら、どの会社の製品なのか、どんな味なのかもわ

からない。しかし、商標をつけることで、消費者は、生産者・販売者を知ることができ、お茶の中身もわかつて安心して購入できる。また、魅力的な商標を使用してお茶を販売することは生産者や販売者の宣伝となり、消費者の購買意欲を高めることにもつながる。

当時の報道によれば、この鹿児島県の企業は沖縄から「ちんすこう」を仕入れており、社長は「いい名前なので

軽い気持ちで出願した。このために沖縄の業者の方々にご心配をおかけしたとしたら遺憾である。沖縄の皆様と話しあい、沖縄に損のないよう解決話し合いでいる。

また、「琉球びんがた」についても、大阪にある琉球織物を専門に扱う商社

が、出願。「商標登録出願は、顧客からの信頼確保や琉球織物の発展を図つてのもの」と企業の担当者は地元紙にコメントしている。

沖縄の产品や名称が県外企業によって出願されていた事例は、「ちんすこう」や「琉球びんがた」に限らない。戦後一定の間、本土との間で商品の交流がなかつたことにより、本土向けの商品に付される商標への関心が極めて薄かつたことが、このような状態を招いたと考えられる。

沖縄の伝統を守りたい

当時の沖縄県は無医村ならぬ無弁理士県といわれ、知的財産の専門家は一人もおらず、県の観光商工部や沖縄総合事務局の通商産業部の担当者らはそれらの対応に困り果てていた（ちなみに沖縄総合事務局に知的財産を専門に扱う部署が設置されたのは平成12年

昭和50年4月当時 商標出願されていた商標

<菓子・パン類に関する商標>

ツンダラカヌシャマヨー	山梨県・法人
谷茶前節 (たんちゃんめぶし)	山梨県・法人
琉球王	宮崎県・個人
琉球の女	福岡県・法人
安里屋ゆんた	大阪府・法人
ちんすこう	鹿児島県・法人

<織物・その他布地に関する商標>

本琉球	京都府・法人
琉球美人	//

<ビール・日本酒等に関する商標>

瑞泉	鳥取県・法人
----	--------



大阪の織物業者が登録

商標に「琉球王朝紅型」

「琉球新報」昭和53年5月30日の朝刊に「大阪の織物業社が登録」の見出しが掲載された（琉球新報社提供）



「琉球紅型」の起源は13世紀頃といわれ、沖縄を代表する染の伝統工芸であり800年以上の歴史を有する。「紅」は「色」の意味を持ち、カラフルで鮮烈な色を体現しているのが特徴的で、黄色は王族婦人の礼装、水色・浅地は日常着、花色・白は季節や年齢に応じて着用されていた(左)。最近では「琉球びんがた」共同事業組合」と吉田カバンの人気ブランド「PORTER」が共同でトートバッグを製作するなど、国内外の観光客や若者から注目を集めている(右)。

琉球紅型



の1月である)。そのような状況を憂慮し、知的財産の重要性を訴えたウチナーンチュがいた。現在も東京で活躍中の新垣盛克弁理士である。同氏は県外に事務所を構えながらも、足繁く沖縄を訪れ、資源の少ない県が他府県以上に発展していくには、知的財産を特許権や商標権等によって保護し、有効に活用することが大切であると説いてきた。「ちんすこう」の名称が鹿児島県から出願された際にも、県内製造業者約三十社に対しても商標の重要性を説き、多くの人々の関心を集めた。その結果、特許庁に対しても異議申し立てがなされ、「薩摩のちんすこう」に関する商標権の発生を阻止することができた。また、「琉球びんがた」についても、沖縄産ではない紅型の商標出願がなされると、同氏は、県外の企業が紅型と



今も変わることなく観光客に親しまれている琉球銘菓「ちんすこう」(新垣菓子店提供)

これまでの知的財産権の普及・啓蒙活動により、県内企業の知的財産に対する関心は徐々に高まりつつあるが、決して十分とはいえない。海外展開を計画している中小企業の担当者と話をしていると「海外展開の準備で忙しいのに、手間や費用がかかる商標権をいつたいどうして取得する必要があるのか」といった質問をよく受ける。

海外に事業展開を行う際の注意点として重要なことは、商標権は、国ごとに取得する必要があり、日本で商標権を取得しているからといって、それを海外で使用することはできない点である。もし、輸出先の国で類似した商標権が取得され、その商標を付された商品が販売されていた場合、相手国からの輸入を差し止められる可能性もある。海外では、国内の例のように地元事業者を気遣つて自発的に出願を下げるようなことはなく、本格的に企

いう表記を自由に使用すれば、消費者が誤認しトラブルの原因になると注意を喚起した。結果的に大阪の織物商社は、沖縄の反響を考え、出願を取り下げた。

同じ轍(じゆつ)を踏まない

これらの出来事から30数年が経過した現在、県では那霸空港を物流ハブとして、アジアの商流の拡充を目指した「沖縄物流ハブ構想」を打ち出している。行政や県内の物流関係者、商社などが中心となって、日本全国から特産品を沖縄に集約し、「交易・交流」の拠点として、アジア諸国に向けた海外展開を図っている。

これまでの知的財産権の普及・啓蒙活動により、県内企業の知的財産に対する関心は徐々に高まりつつあるが、決して十分とはいえない。海外展開を計画している中小企業の担当者と話をしていると「海外展開の準備で忙しいのに、手間や費用がかかる商標権をいつたいどうして取得する必要があるのか」といった質問をよく受ける。

*ちなみに「ちんすこう」は、現在は慣用商標とみなされており、商標登録を受けていない。慣用商標とは、もともとは他人の商品と区別することができる商標であったものが、同種類の商品について、同業者間で普通に使用されるようになつたため、もはや自分との商品と他人の商品とを区別することができなくなつた商標をいう。



80歳を超えて現役の新垣弁理士(左)とアラサーの筆者(右)(東京都文京区の同氏の事務所前にて撮影)

業が進出した場合を見計らつて高値で権利の買い取りを要求していくことも多い。

経済活動の舞台が国内から海外へ変わつて行く時代の変化が、沖縄の復帰した当時の様子と重なつて見えるのは、ただただうか。「薩摩のちんすこう」ならぬ「中国のちんすこう」、「浪速の琉球びんがた」ならぬ「台湾の琉球びんがた」といった沖縄県産ではない沖縄の伝統的な商品が海外に出回ることのないようにし、昭和の時代に先人たちが守つてきたものを我々はしっかりと今に伝えていかねばならない。

(地域経済課 特許室 大河 卓郎)